

## 長野市地域防災計画（案）及び長野市水防計画（案）について

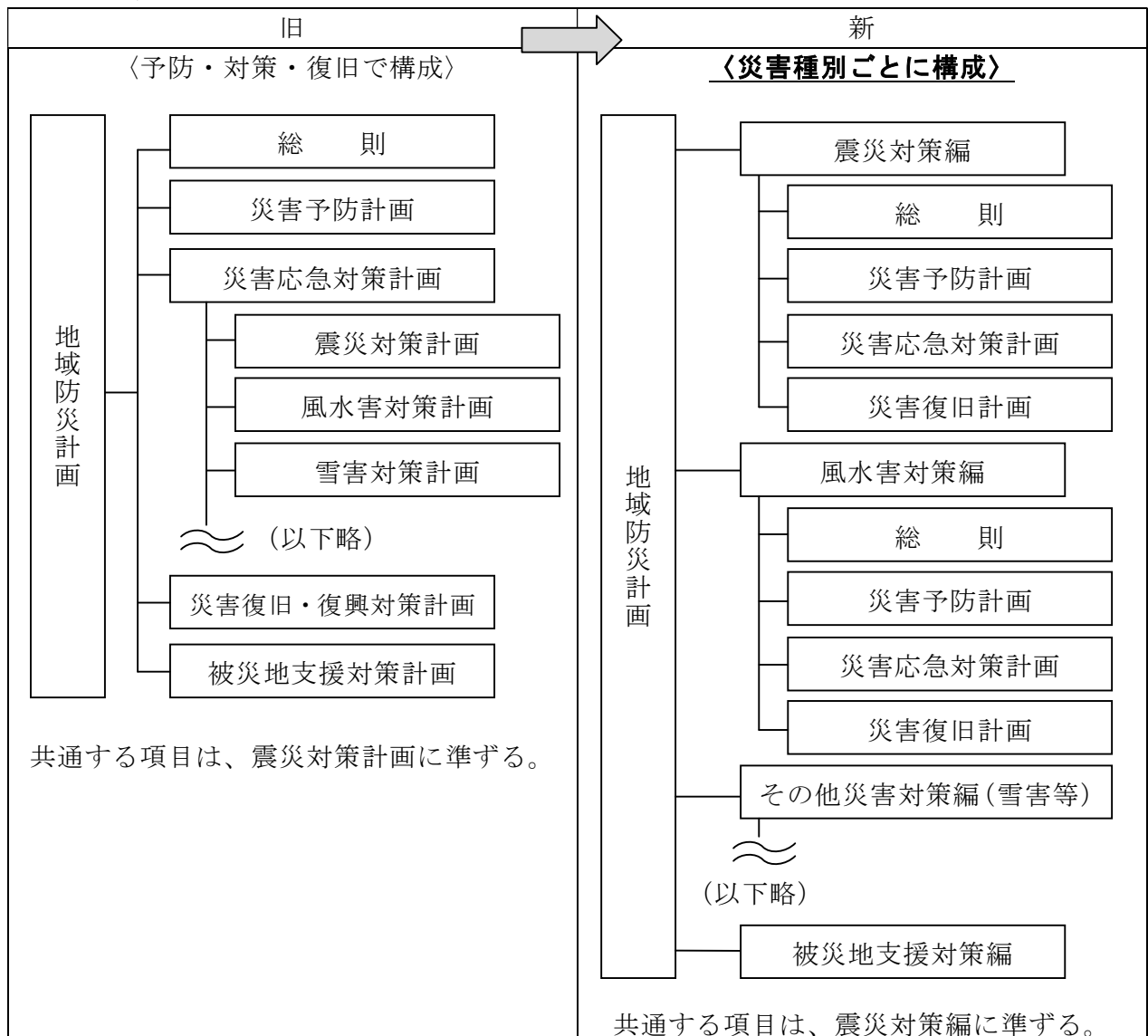
### 1 主な見直し項目

- (1) 計画構成の変更
- (2) 地震被害想定の変更
- (3) 災害情報の収集・連絡体制の整備
- (4) 受援の調整・体制整備
- (5) 多様な広報手段の導入検討
- (6) 地域の防災力強化
- (7) 風水害被害想定の変更
- (8) 風水害対策の強化
- (9) 避難体制の充実・強化
- (10) 水防計画における水防団員の安全配慮

### 2 長野市地域防災計画の主な見直し項目（詳細）

- (1) 計画構成の変更 【表紙次ページ計画構成図 参照】

県との連携を考慮し、県計画に準じて災害種別ごとの構成に変更



(2) 地震被害想定の変更

【震災対策編第1章第5節（震 - 15 ページから） 参照】

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を受け、被害想定を変更

旧			新		
〈想定地震の諸元〉			〈想定地震の諸元〉		
想定地震	マグニ チュード	最大 震度	想定地震	マグニ チュード	最大 震度
長野盆地西縁断層帯 の地震	7.4	6 強	長野盆地西縁断層帯 の地震	<u>7.8</u>	<u>7</u>
糸魚川－静岡構造線 の地震（北部）	8.0	6 強	糸魚川－静岡構造線 の地震（全体）	<u>8.5</u>	<u>7</u>
〈想定地震の被害量〉～冬 18 時～			〈想定地震の被害量〉～冬 18 時～		
想定地震	人的被害 （死者）	建物被害 （被害総棟）	想定地震	人的被害 （死者）	建物被害 （被害総棟）
長野盆地 西縁断層帯 の地震	501 人	29,922 棟	長野盆地 西縁断層帯 の地震	<u>1,910 人</u>	<u>68,020 棟</u>
糸魚川－静岡 構造線 の地震	120 人	8,599 棟	糸魚川－静岡 構造線 の地震（全体）	<u>770 人</u>	<u>30,040 棟</u>

(3) 災害情報の収集・連絡体制の整備

【震災対策編第2章第2節（震 - 20 ページから） 参照】

Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）等と連携している長野市総合防災情報システム活用による災害情報伝達体制及び防災無線強化による連絡体制の充実・強化

旧	新
	第2章第2節 情報の収集・連絡体制計画 〈災害情報の収集・伝達体制の強化〉 <b>（項目追加）</b> ○ <u>Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化</u> 〈防災無線の強化〉 <b>（項目追加、文言追加・整理）</b> ○ <u>防災行政無線のデジタル化の推進と双方向無線通信の可能性の調査研究及び推進</u>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>消防団携帯型消防デジタル無線との連携</u></li> <li>○<u>災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保</u></li> <li>○<u>老朽化した既存システムの更新</u> ほか</li> </ul>
--	---

(4) 受援の調整・体制整備

【震災対策編第2章第4節（震 - 24 ページから）、第3章第3節（震 - 104 ページから） 参照】

平成 28 年 4 月発生 of 熊本地震等で課題となった受援（支援を受ける）計画について、県と連携した受援体制の充実、強化

旧	新
	<p>第 2 章第 4 節 広域相互応援計画 <b>（新設）</b></p> <p>第 7 受援体制の整備</p> <p>第 3 章第 3 節 広域相互応援活動 <b>（新設）</b></p> <p>第 3 受援の調整等</p>

(5) 多様な広報手段の導入検討

【震災対策編第2章第22節（震 - 52 ページ） 参照】

災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討し、整備

旧	新
	<p>第 2 章第 22 節 災害広報計画 〈多様な広報手段の導入検討〉 <b>（文言追加）</b></p> <p>○<u>Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、長野市ホームページ・SNS 等での災害情報の周知</u></p>

(6) 地域の防災力強化

【震災対策編第2章第35節（震 - 68 ページから）、第41節（震 - 75 ページ） 参照】

平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震での教訓である、地域住民の自主防災活動による被害軽減の効果を普及し、地域の防災力を強化

旧	新
	<p>第 2 章第 35 節 自主防災組織等の育成に関する計画 〈自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進〉 <b>（項目追加）</b></p> <p>○<u>地域住民に対する出前講座等の実施</u></p>

	<p>○<u>地域住民への自主的な防災活動の普及拡大</u></p> <p>○<u>県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり</u></p> <p>○<u>地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進</u></p> <p>第2章第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 〈地区防災計画の作成推進〉</p> <p><b>(項目追加)</b></p> <p>○<u>内閣府の「地区防災計画作成ガイドライン」や長沼地区防災計画などを自主防災組織等に紹介し、地区防災計画の作成を促進する。</u></p>
--	--

(7) 風水害被害想定の変更 **【風水害対策編第1章第5節（風 - 2 ページから）参照】**  
「千曲川・犀川に係る想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図等」を受け、被害想定を変更

旧			新		
〈氾濫シミュレーションの想定条件〉			〈氾濫シミュレーションの想定条件〉		
想定条件	雨量 (48 h)	年超過確率	想定条件	雨量 (48 h)	年超過確率
計画規模の降雨	186mm	1/100 年	計画規模の降雨	186mm	1/100 年
			<u>最大規模の降雨 (千曲川・犀川)</u>	<u>396mm</u>	<u>1/1000 年</u>
〈浸水建物数〉			〈浸水建物数〉		
想定条件	浸水建物数 (合計)		想定条件	浸水建物数 (合計)	
計画規模の降雨	92,921 棟		計画規模の降雨	<u>80,448 棟</u>	
			<u>最大規模の降雨 (千曲川・犀川)</u>	<u>99,507 棟</u>	

(8) 風水害対策の強化 **【風水害対策編第2章第1節（風 - 7 ページ）、第2節（風 - 8 ページ）参照】**  
浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに対し、ハザードマップやタイムラインの整備、普及等の推進など対策強化

旧	新
	<p style="text-align: center;"><b>(新設)</b></p> <p>第2章第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p>

(9) 避難体制の充実・強化

【震災対策編第3章第11節（震 - 130 ページから）、

風水害対策編第3章第12節（風 - 39 ページから） 参照】

平成29年1月に改訂された内閣府『避難勧告等ガイドライン』の内容を反映し、避難情報の名称変更（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））、国等の機関からの助言強化等について明記

旧	新
	<p>震災対策編 第3章第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <p style="text-align: center;"><b>(追加記載)</b></p> <p>第1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>2 避難勧告、避難指示（緊急）の時期（前略）</p> <p><u>その他、避難時の周辺の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対して指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</u></p> <p>風水害対策編 第3章第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <p style="text-align: center;"><b>(修正、文言追加・整理)</b></p> <p>第1 避難行動の原則</p> <p>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方 →『避難勧告等ガイドライン』を反映し、市の責務、避難行動等の内容を修正</p> <p>第3 河川における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p>

	<p>第4 土砂災害における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令 →『避難勧告等ガイドライン』を反映し、避難勧告等の判断基準を修正</p>
--	--

### 3 長野市水防計画の主な見直し項目（詳細）

#### (10) 水防団員の安全配慮

関係法令等の改正など経年変化を反映するため、関連箇所の見直しを行い、水防活動の団員安全配慮事項などを明記 **【水防計画 第5章第3節（水防 - 28 ページから） 参照】**

旧	新
	<p>第5章第3節 水防活動 <b>（新設）</b> 第7 安全の配慮 水防活動は、<u>水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して実施するものとし、おおむね次の事項に配慮する。</u> (略)</p>

### 4 その他の修正箇所について

その他、法改正、経年変化への対応など必要箇所を修正（修正箇所は、赤字・下線で記載）

### 5 資料編について

掲載する資料は、目次のとおり

なお、改訂後、制度や施設・組織の改廃、名称変更などがあった場合は、『長野市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について』の[5 その他軽易な事項。]として、更新していくものとする。

<p><b>【抜粋】</b> 長野市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について          ≪昭和53年5月29日 長野市防災会議議決≫          長野市防災会議運営規程第5条の規定により、次の事項は会長において専決することができる。          (略)</p> <p>5 その他軽易な事項。</p> <p><u>* [5 その他軽易な事項。] の内容について</u>          (平成19年2月23日開催 長野市防災会議において承認)</p> <p>(1) 長野市地域防災計画及び長野市水防計画に定める事項のうち、以下に例示する事項に該当するような軽微な修正については、防災会議を招集せず、会長の専決によって行うことができるものとする。          (略)</p> <p><u>ウ 資料編に掲載している資料のうち、役職名や毎年度変動する数量など計画の実施に直接的な影響がない事項の修正</u></p>
---